

## 社会福祉法人青藍 居宅介護支援事業所 運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人青藍が開設する青藍居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅サービス計画を作成するとともに、居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者その他の者との連絡調整その他の便宜の提供を行い、当該居宅要介護者等が介護保険施設の入所を要する場合にあっては、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 青藍居宅介護支援事業所
- 2 所在地 徳島県名西郡石井町高原字中須8番地1

### (職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 介護支援専門員 1名（常勤兼務）  
管理者は事業所の従業者の管理、居宅介護支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- 2 主任介護支援専門員 専任 1名  
主任介護支援専門員は居宅介護支援の提供、他の介護支援専門員に対する助言・指導を行う。
- 3 介護支援専門員 専任 1名  
介護支援専門員は居宅介護支援の提供に当たる。

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 日曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
- 3 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

### (居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 居宅介護支援の内容は、次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は無料とする。

- 1 居宅サービス計画の作成
- 2 居宅サービス計画に基づく指定居宅サービスの提供の確保を旨とする指定居宅サービス事業

者その他の者との連絡調整

3 介護保険施設の入所を要する場合にあつては、介護保険施設への紹介  
(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、石井町、吉野川市鴨島町とする。

(事故発生時の対応)

第8条 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、  
利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償  
を速やかに行う。

(緊急時等における対応方法)

第9条 介護支援専門員等は居宅介護支援を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態  
が生じたときは速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

(相談・苦情対応)

第10条 当事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅  
介護支援又は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦  
情等に対し、迅速に対応する。

(虐待の防止)

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

- 一 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、  
その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 二 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(その他運営についての留意事項)

第12条 居宅介護支援事業所は、介護支援専門員の資質の向上を図るための研修の機会を設け、業  
務体制を整備する。

2 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人青藍と事業所の管理者の協  
議に基づいて定めるものとする。

第13条 居宅介護支援事業所の従業者は社会福祉法人青藍個人情報保護規定第15条に則り個人情  
報を取り扱うものとし、正当な理由無くその業務上知り得た利用者又はその家族のの秘密を漏らし  
てはならない。

2 事業者は従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、  
従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を記した誓約書を取り交わす。従業  
者との雇用契約の内容とする。

附 則

この規程は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、即日施行とし、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、即日施行とし、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、即日施行とし、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、即日施行とし、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、即日施行とし、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、即日施行とし、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、即日施行とし、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、即日施行とし、令和6年4月1日から施行する。